

令和元年度第4回  
PFI検討委員会資料

資料4-1

みやぎ型管理運営方式  
優先交渉権者選定基準の基本的な考え方

令和2年1月15日

# 優先交渉権者選定基準の構成

---

第1. 優先交渉権者選定基準の位置づけ

第2. 優先交渉権者選定の方法

第3. 審査の進め方

第4. 第一次審査

第5. 第二次審査

第6. 優先交渉権者等の選定

別紙1 提案項目ごとの評価基準

# 審査の方法

	審査の内容	県の役割	委員会の役割
第一次審査	応募者の提出書類の不備の有無を確認するとともに、①応募企業又はコンソーシアム構成員に求められる実績要件、②応募企業又は代表企業に求められる要件の確認を行う。	応募者の参加資格要件の充足を確認し、結果を委員会に報告する。	—
第二次審査	各提案項目について、評価基準を基に審査を行う。評価は「標準」、「良」、「優」とし、それぞれに応じた係数を配点に乗じることで得点を算出する。なお、各評価項目において、 <u>標準未滿は失格とする</u> 。	<u>標準未滿の評価となる提案の有無を確認し、委員会に報告する。</u>	第二次審査参加者が提出した提案審査書類及びプレゼンテーションを基に審査を行い、第二次審査結果を県に報告する。

## ＜評価の考え方＞

	評価	得点
標準	最低限満たすべき基準。提案項目のうち、一つでも「標準」を満たさない応募者は失格とする。	配点×0.6
良	「標準」を満たし、かつ「良」の基準を満たす。	配点×0.8
優	「標準」及び「良」の基準を満たし、かつ「優」の基準を満たす。なお、「良」の評価に該当する応募者が複数いる場合において、提案内容を相対的に比較し、「優」とすることも可。	配点×1.0

- 第二次審査結果を受け、県は、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。
- 公平性の観点から、提案書類では、応募者の名称及び名称を類推できる記載（ロゴ等）は認めない。

# 提案項目及び配点

[200点満点]

全体事業方針・ 実施体制等 26点	水質管理・運転管理 44点	改築・修繕等 40点	危機管理・ 事業継続措置等 40点	地域 貢献 10点	運営権者収受額 40点
-------------------------	------------------	---------------	-------------------------	-----------------	----------------

			配点	
<b>1. 全体事業方針</b>			6	26
1-1 本事業等の全体方針	3			
1-2 9個別事業ごとの現状分析，課題整理及び対応策 (1×3=3点)	3			
<b>2. 事業実施体制</b>			11	26
2-1 各構成員の役割分担及び機関設計	3			
2-2 9個別事業の遂行能力	3			
2-3 人員確保の確実性	3			
2-4 応募企業又はコンソーシアム構成員の実績	2			
<b>3. 収支計画・資金調達</b>			9	44
3-1 収支計画	6			
3-2 資金調達方法	3			
<b>4. 水質管理</b>			20	44
4-1 平時の水質管理（上工水・下水） (5×2=10点)	10			
4-2 水質事故防止対策（上工水・下水） (5×2=10点)	10			
<b>5. 運転管理</b>			24	44
5-1 運転管理方針	8			
5-2 運転管理・保守点検の個別施策（上工水）	8			
5-3 運転管理・保守点検の個別施策（下水）	8			

			配点	
<b>6. 改築・修繕等</b>			40	40
6-1 改築・修繕方針	6			
6-2 改築・修繕の個別施策（上水）	12			
6-3 改築・修繕の個別施策（工水）	4			
6-4 改築・修繕の個別施策（下水）	8			
6-5 下水道事業に係る改築費用	5			
6-6 健全度評価の実施方法	5			
<b>7. セルフモニタリング</b>			8	40
7-1 セルフモニタリング体制等	5			
7-2 情報公開	3			
<b>8. 安全管理・保安等</b>			8	40
8-1 事故防止体制及び事故発生時における対応	5			
8-2 保安対策	3			
<b>9. 危機管理</b>			8	16
9-1 災害時における対応	8			
<b>10. 事業継続措置</b>			16	40
10-1 事業継続性を確保するための対応策	8			
10-2 事業継続が困難となった場合における移行方法	8			
<b>11. 地域貢献</b>			10	10
11-1 地域経済に対する取組	6			
11-2 県民等の理解醸成方針・施策	3			
11-3 苦情等に対する方針と施策	1			
<b>12. 運営権者収受額</b>			40	40
12-1 運営権者収受額	40			

# 運営権者収受額及び下水道事業に係る改築費用についての得点化の方法

## ＜運営権者収受額の例＞

提案上限額：●●億円、県基準額：△△億円、調査基準額：××億円

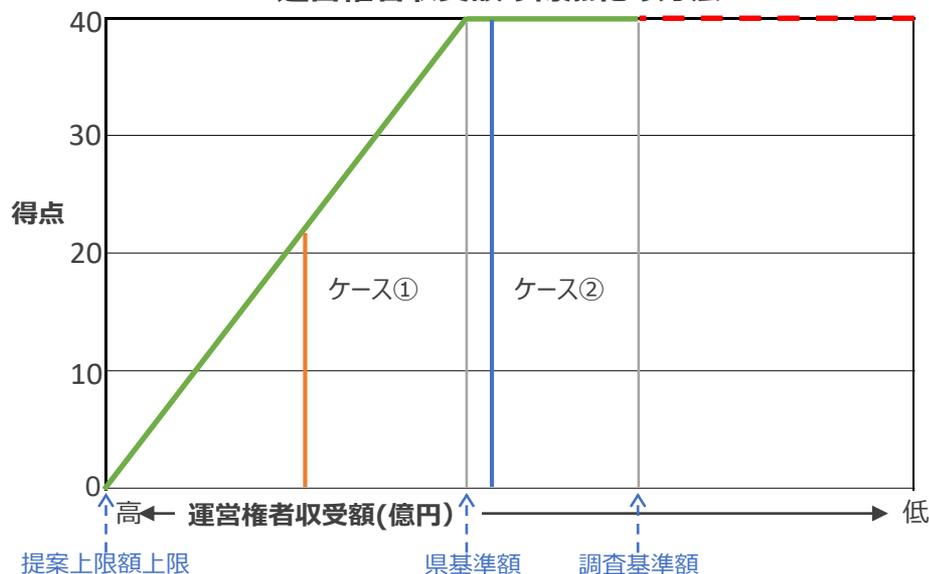
(ケース①) 運営権者収受額の提案額：AA億円の場合

$$40点 \times (●●億円 - AA億円) / (●●億円 - \triangle\triangle億円) = 21点$$

(ケース②) 運営権者収受額の提案額：BB億円の場合

$$40点 \times (●●億円 - BB億円) / (●●億円 - \triangle\triangle億円) = 42点 \rightarrow 40点$$

運営権者収受額の得点化の方法



- 左図のとおり、県基準額を満点とし、提案上限額を0点とする一次式で評価。
- 調査基準額未満の運営権者収受額とした応募者に対して、調査を実施する。調査としては、提案内容から運営権者収受額の算定根拠を確認するほか、必要に応じて追加資料（内訳書）の提出及びヒアリングを実施する。
- 競争性を確保する観点から、県が設定する運営権者収受額及び下水道事業に係る改築費用の基準額は公表しない。

- 提案上限額：県が期待する削減率を反映した水準
  - 県基準額：民間事業者からの聞き取り調査結果に基づく期待削減率の中間値を反映した水準
  - 調査基準額：民間事業者からの聞き取り調査結果に基づく期待削減率の最大値を反映した水準
- 上記の設定額については現時点における暫定値であり、今後変更される場合がある。

# 第二次審査において同点となった場合の考え方

- 委員会の審査結果を200点満点とするため、各委員の項目ごとの得点から平均点を算出する。その結果、同点となる第二次審査参加者がいる場合は、以下の方法により、順位付けを行う。

## 1. 下水道事業に係る改築費用の得点及び運営権者収受額の得点を除く合計点を比較



## 2. 1.においても同点となった場合には、運営権者収受額の低い順に順位付けを行う。

